

市では、平成18年10月1日から、一般家庭の燃えるごみを対象に「指定ごみ袋」制度を導入します。燃えるごみ以外は、これまでどおり透明又は半透明の袋で収集します。

今回の指定ごみ袋制度の導入は、既に導入している中山地区を除き、本庁地区・双海地区が対象です。家庭ごみの収集を有料化することで、皆さんに改めてごみ問題について考えていただくことが、ごみの分別の徹底、減量化へつながりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



# ごみの減量化にご協力を！

## 指定ごみ袋

平成18年10月1日から「指定ごみ袋」制度を導入

**Q** 指定ごみ袋ってどんな袋になるの？

◆色 黄色の半透明で、袋の文字は濃紺1色です。

◆形状 袋の口をしぼりやすいように、また、収集時の利便性を考慮して、レジ袋と同じような形状にしています。

◆販売 10枚単位での販売です。(販売という形をとっていますが、一般廃棄物処理手数料と引き換えに指定ごみ袋を交付するという方式となります。)

※県内の他市町の状況や既に同価格で販売している中山地区との均一化、隣接他市町との整合性、袋の作成費用等を考慮して価格設定しています。

◆取扱店 市内の食料品や日用品を扱う小売店で取り扱います。現在、取扱店を募集中です。

■問い合わせ 市民生活課 (内線535・536)へ。

### 指定ごみ袋イメージ図

(単位：mm)

種類	厚さ	サイズ	容量	販売価格 (10枚)
大	0.035	縦800×横450 (広げた場合650)	45ℓ	400円 (40円/枚)
中	0.03	縦700×横350 (広げた場合500)	30ℓ	300円 (30円/枚)
小	0.03	縦600×横270 (広げた場合400)	20ℓ	200円 (20円/枚)



### 家庭用生ごみ処理機・処理容器に補助金

家庭から出る生ごみの減量化推進のため「生ごみ処理機・処理容器」の購入に補助金を交付します。

内容	補助金
電気式の処理機	・購入価格の2分の1以内の額(2万円を超える場合は、2万円) ・1世帯につき5年間で1基
コンポスト容器	・購入価格の2分の1以内の額(3千円を超える場合は、3千円) ・1世帯につき3年間で2基

■問い合わせ 市民生活課 (内線535・536) へ。

### 指定ごみ袋 取扱店を募集します

#### ■申込資格

原則として、次の要件をすべて満たす事業者に限ります。

- ①伊予市内に店舗がある。
- ②継続して食料品又は日用品の小売を行っている。
- ③市税に滞納がない。
- ④大・中・小の各種指定袋をそれぞれ1箱(10枚入り)×50冊以上取り扱いができる。
- ⑤指定袋の的確な管理及び手数料収納事務の適正な執行を行うことができる。
- ⑥そのほか市長が必要と認められたもの

#### ■申込方法

次の書類を市役所市民生活課へ執務時間中に提出してください。

- ①一般廃棄物処理手数料収納事務委託登録申請書(市役所市民生活課又は双海地域事務所でお渡しします。)
- ②前年度分の市税納税証明書(法人の場合は法人の納税証明書、個人の場合は個人の納税証明書)
- ③店舗の位置図